

1 人権教育

1 「しまねがめざす人権教育」

本県では、2015（平成27）年に「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」、2023（令和5）年にリーフレット「しまねがめざす人権教育（実践編）」（※1）を発行し、「大人が子どもを大切にする実践を通して、自他を大切にする子どもを育成する」という、学校教育における人権教育の取組を明らかにするとともに、その充実を図っている。



※1

2020年（令和2年）に策定した「しまね教育魅力化ビジョン」における「育成したい人間像」では、「自然や文化を愛し、自他を共に大切にする優しく強い人」が挙げられ、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（※2）に記されている人権教育の目標「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に通じる人間像が示されている。また、「人とかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」として「多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力」や「相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力」の育成を目指すことも、人権教育において身に付けさせたい資質・能力（※3）と関連が深い。



※2



※3

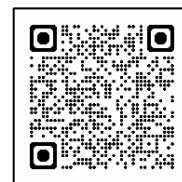
こうした、自他を大切にする子どもの育成を推進する中で、貧困、同和問題、障がいのある人や外国人への差別等、様々な人権課題の解決に向けて子どもたちが主体的に行動できる実践力の育成を目指している。

2 「大人が子どもを大切にする実践」

子どもの言動の背景にさまざまな実態が隠れていることは珍しくない。たとえば不登校の背景ひとつとってみても、発達の課題や生活困窮、性自認等々、その実態は子どもたちによって多様である。「大人が子どもを大切にする実践」とは、大人がこうした子どもの抱えるさまざまな実態やその背景を丁寧に捉え、子どもたちが安心して学びに向かえるように取り組むことである。

具体的には、教職員が、一人一人の子どもと関わっていくなかで、子どもの思いや願い、生活環境や人間関係などの背景に目を向ける姿勢を持つことである。気になる子どもの様子に対して、なぜこの子どもはこのような行動を取るのかということを理解しようとする関わりから、その背景に「いじめ」や「虐待」があったり、「障がいがあること」や「本人・保護者等が外国にルーツがあること」、「性的指向・性自認に係わる悩みがあること」「経済的な困窮」などによって何らかの困難を抱えていたりすることが把握される場合がある。

また、子どもの支援の際、子ども自身の責任ではない事柄によって学ぶ権利や自己実現が阻まれている場合は、その要因と向き合い課題解決の取組を行わなければならない。学校のみでは解決が困難な課題（保護者等の支援も必要な場合）もあるため、教育委員会のみならず社会福祉の専門家や市町村の社会福祉部局との連携も進めておくことが大切である。本県では、2024（令和6）年に「学校・福祉連携の手引～気づく、つなぐ、支える～」（※4）を発行し、教職員が、子どもの実態とその背景に「気づき」、社会福祉の関係機関に「つなぎ」、学校と社会福祉とで共に「支える」ことで、子どもたちの「学びの保障」と「子どもの最善の利益」の実現を図っている。



※4

3 人権教育の進め方

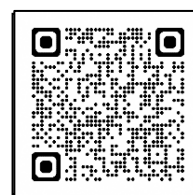
「しまねがめざす人権教育」を進めるために、次の3つの視点から人権教育をとらえ、自校の教育活動全体を通じて推進していくことが大切である。

(1) 子どもたち一人一人の学びの保障

子どもたち一人一人の学びの保障とは、子どもたちが安心して学びに向かうことができるようにすることである。

例えば、不登校の子どもや学校に居場所を持てずにいる子どもの背景には、学級の中にいじめの問題があったり、家庭生活に課題があったりする場合がある。また、学習への意欲を失っている子どもの背景には、見通しの持てない授業展開や子どもの実態・理解度を配慮していない指導に対して、不安や困難さを強く感じている場合もある。このことを子どもの学びを保障するという視点で考えるとき、子どもが安心して学校に登校できたり、意欲的に取り組めたりするための、学校としての必要な課題が見えてくる。

課題解決に向けては、本人、保護者等の声をしっかり受け止めるとともに、ケース会議などを開催し、関係機関と連携をしたり、教職員間で共通理解を図ったりするなど、全校体制で子ども（あるいは保護者等）の支援のための様々な取組を行うことが大切である。また、子どもたちが安心して学ぶために必要な就学支援・奨学資金制度などの情報（※5）を教職員が共有し、すべての保護者等にもれなく周知されることも必要である。



※5

具体的取組の例 ※「人権が尊重される環境づくり」の取組と重複する部分があります。

- ・スタートカリキュラムの充実（保幼小連絡会等での連携、入学時の連絡票の活用等）
- ・安心して過ごせる学級・学校づくり（多様性を受容する雰囲気づくりのための取組、いじめ防止の取組と早期発見・対応の徹底、不登校（傾向）児童・生徒支援体制充実等）
- ・わかりやすい授業づくり（ねらいと見通しの明示の徹底、少人数指導の実施、習熟度別指導の実施、TTによるサポート体制の充実、授業のユニバーサルデザイン化、互見授業週間の実施、ICTの効果的な活用等）
- ・就学支援制度の確実な伝達と手続きの支援（わかりやすい案内文書の作成、発信方法の工夫、手続きにかかわる相談と支援の体制の充実、教委・福祉部署等との連携等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

(2) 人権が尊重される環境づくり

人権が尊重される環境づくりとは、学校教育の基盤となるものである。この「環境」とは、教職員の姿も含めた教育環境全体を指しており、教職員が意図しないところでも、子どもたちは多くのことを学び取っている（これを「隠れたカリキュラム」という）ことを意識する必要がある。

人権教育の目標である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、それが具体的な行動に現れるようにすることは、子どもたちに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。学校生活全体の中で、一人一人の子どもが一人の人間として大切にされていると実感できる環境づくりが重要である。

人権が尊重される環境をつくるということは、教職員が、子どもたちの言動をその背景から理解し、学校全体として、子どもたち一人一人の問題を考えていく風土をつくることである。子どもを一人の人間として尊重する教職員の態度は、学級の中で一

人一人が大切にされているという雰囲気を醸成していく。これは、子どもたちが豊かに関わり合える集団づくりにつながるものである。

このことは、教職員と子どもの関係だけでなく、教職員同士の関係においても同様である。教職員の背景をふまえ、一人一人を尊重する姿勢は、教職員個々の力を生かすことにつながり、組織の力を高めることにもなる。子どもたちの成長を願って支え合い、高め合う教職員集団の姿は「隠れたカリキュラム」となり、子どもたちにも良い影響を与える。

具体的取組の例 ※「子どもたち一人一人の学びの保障」の取組と重複する部分があります。

- ・安全で安心な学習環境づくり（誰もが利用しやすいトイレ・更衣室等の整備、登下校や休憩時の見守りと声かけの実施、校内の美化と掲示物等の整備や工夫、言語環境の整備、授業ルールの徹底等）
- ・教育相談活動の充実（児童・生徒理解のための日常の観察と声かけによる信頼関係づくり、学校生活アンケートの活用、面談週間の実施、SC・SSW の活用と連携、教育相談員やスクールサポートスタッフとの連携、学年会・生徒支援委員会等による情報共有の徹底等）
- ・教職員集団づくり（職員室の良好な雰囲気づくりの取組、人権感覚を磨くための研修の継続的な実施等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

（３）人権に関する知的理解と人権感覚の育成

人権に関する知的理解と人権感覚の育成とは、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図ることである。

子どもたちが人権や人権課題に関する知識を得るとき、教職員はその内容と意義についての理解が深まるように支援することが必要である。合わせて、子どもたちが自ら問題を発見し、それを解決していくために必要な思考力、判断力、表現力を育むことで、子どもたちに自他の人権を尊重する態度や、問題を解決する技能を身に付けさせることが大切である。人権に関する知的理解と人権感覚（態度面・技能面）は、両輪のように進めていかななくてはならない。

子どもたちの生活の背景には様々な人権課題が存在している場合がある。子どもたちが将来、人権課題に直面し、差別される側に立たされるだけでなく、差別する側に立ってしまう可能性もあることを念頭に置いておき、「なぜ人は差別をするのか」「どのような時に差別をするのか」といった視点から構造的に理解させる。そして、人権感覚を働かせることにより「差別をしない生き方」を主体的に考えさせられるよう支援することが大切である。

４ 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと

（１）子どもたち一人一人を尊重する

子どもたちが安心して学び、希望をもって学校生活を送るためには、教職員が、子どもたちを一人の人間として尊重することが大切である。

2023 年 4 月、日本国憲法および子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、「こども基本法」が施行された。学校では、子ども自身が、自分の権利を知り、最善の利益が考慮され、意見表明や参加する権利を着実に実現していくことが重要となっている。子ども自身が幸せな今を生き成長していくために、教職員

は、子どもの声を聴き、対話を重ねながら、その子どもにとって最もよいことを一緒に考える姿勢を示すことが大切である。そして子ども自身が、子どもの権利を学び、実践することで、自分の権利が守られるためには、自分以外の誰かの権利を守ることが大切だと気づき、相互に尊重しあう教育活動を展開することが大切である。

(2) お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる

学校では、多様な個性・生活の背景・課題をもった子どもたちが生活しており、個々の教職員の力量だけでは対応しきれない場合も少なくない。まとまりのある教職員集団であることが教職員と子どもとの関係を豊かにし、課題の解決につながっていく。

教職員一人一人の個性や経験・能力にも違いがあり、ときには、子どもへの関わり方や指導方法、支援のあり方等をめぐって、思いや意見が食い違うこともある。学校が困難な状況にあるとき大切なのは、子どもたちを中心に据えて同じ方向をめざすことである。そのためには、日頃からお互いの思いや悩みを聴き合い、一人一人の教職員が能力を発揮できる環境をつくっていくことが求められる。教職員が互いに連携し合う姿は、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに良い影響を与える。

(3) 教職員として人権感覚を磨き続ける

子どもたちの行動の背景を理解した上で子ども支援を進めるためにも、互いに尊重し合う教職員集団をつくるためにも、人権感覚が求められる。人権感覚とは、「偏見等にとらわれず、様々なものの見方ができる力・感性」である。教職員は、いろいろな見方で物事を考えようとすることができ、いろいろな見方を受け止めようとすることができるよう、常に意識しておく必要がある。多様性を否定せず、寛容な態度で子どもにも他の教職員にも接することにより、各学校における「進路保障」の取組が一層効果的なものになっていく。研修の機会に限らず、日頃から折に触れて自分の人権感覚が鈍っていないか振り返ることが大切である。

「進路保障」の理念

「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうとする理念です。この理念は、子どもたちの状況や言動の背景に迫り、そこにある問題の解決をめざした同和教育の取組の中で確立されました。しまねがめざす人権教育を「大人が子どもを大切にすることを通して、自他を大切にすることによって子どもを育成する」としているのは、この同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいています。